

野田市福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市訓令第 7 号

野田市福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

野田市福祉事務所処務規程（平成 22 年野田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 生活支援課の項第 7 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第 12 号中「第 81 条の 3」を「第 81 条の 4」に改める。

附 則

この告示中別表第 3 生活支援課の項第 7 号の改正規定は公示の日から、別表第 3 生活支援課の項第 12 号の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。